

各 位

平成19年12月19日
会 社 名 株式会社アドバックス
代表者名 代表取締役社長 小澤 雅治
(コード番号 4749 東証マザーズ)
問い合わせ先 取締役 酒井 圭吾
(TEL03-6226-5661)

純粋持株会社体制への移行に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、平成20年4月1日付で純粋持株会社体制に移行するための方針決定ならびに準備に入ることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

—記—

1. 持株会社体制への移行の目的

当企業グループは前連結会計年度よりシステム開発事業、ネット広告事業、人材派遣事業、施設運営事業に経営資源を集中し、新たな成長軌道に向かって企業再建に継続的に取り組んでおります。

これらの取り組みの過程において、既に不採算事業からの撤退を完了すると共に、子会社間の合併の決議(平成20年4月1日予定)などグループ内での再編行為を積極的に実施した結果、当社は、売上規模が当企業グループ全体の5%以下、連結子会社の全てが完全子会社(当社が100%の株式を所有)である管理機能中心の事業持株会社となっております。(※1)

当社はこれらの状況を鑑み、グループの更なる企業価値向上を目指し、純粋持株会社体制へ移行することを決議いたしました。

純粋持株会社体制への移行を実施することにより、持株会社は財務・法務・IR等の公開会社としてのガバナンスの一層の強化を図ると共に、事業会社は執行に集中し、より積極的かつ迅速な事業展開を推進することが可能になり、グループ全体の経営資源の最適化と成長機会の確保を図ることが可能になると認識しております。

一方、当社は平成18年8月1日付で株式交換によりチャンスラボ(株)・(株)アドクロスを完全子会社化すると共に、チャンスラボ(株)の100%子会社である(株)チャンスイットを当社の孫会社(現在は当社の子会社)といたしました。この株式交換に対し(株)東京証券取引所は、当社が実質的な存続会社ではないと認定し(※2)、株式交換日(平成18年8月1日)より平成22年3月31日まで「猶予期間」に入ることとなる旨を同日付で発表いたしました。

従いまして、当社はこの猶予期間中に「株券上場審査基準に準じて(株)東京証券取引所が定める基準」に適合するための審査を受けることを予定しております。

当社は純粋持株会社体制への移行の実施後、当該基準に適合するための審査申請を行い、万全の体制で審査に臨む所存でございます。

※1 平成20年2月1日付で新たにシステム開発会社を当社の子会社とする情報開示を本日付で別途行っておりますが、同社も完全子会社となる予定です。

※2 (株)東京証券取引所の上場規則によれば、実質的な存続会社でないと認定された場合でも、株式交換日以降の最初に到来する決算日から3年間の猶予期間中も上場は引続き維持され、当社株式の売買について何ら制限等を受けることはありません。

2. 移行スキームについて

前述のとおり、純粋持株会社となる当社は、現在実質的には管理機能中心の事業持株会社であり、連結子会社も全て完全子会社であることから、株式移転・会社分割・株式交換等を伴う大規模な再編行為は行わず、一部事業を連結子会社へ譲渡する簡易事業譲渡(※3)のみで純粋持株会社となる予定です。

※3 会社法第467条第2項に定める株主総会の承認を得ない事業譲渡のこと

3. 移行のスケジュール

新体制には平成20年4月1日から移行いたします。今後、諸手続きやスケジュールの詳細が決定した際には必要に応じて、速やかに情報開示を行ってまいります。

4. 業績に与える影響

本件は平成21年3月期に実施を予定しておりますので、当期における影響は軽微であります。

以上